重要

2026.3

建築士免許証明書の申請後、

「建築士免許証明書交付のお知らせ」ハガキが届いた方

は、下記をご確認の上、手続きをして下さい。

◆ 郵送交付を希望する場合 ◆

下記①～③、および 該当する場合は④を、「京都府建築士会」
に**【記録・追跡が可能な郵便】**にて郵送してください。

① 「建築士免許証明書交付のお知らせ」ハガキ
② 公的な身分証明書（運転免許証等）のコピー
③ 「お届け先」欄に申請者の住所・氏名・電話番号を記入した
未使用の『レターパックプラス』（赤色）

※【レターパックプラス】は建築士免許証明書の郵送交付用です。
・二級・木造建築士免許証明書を同時に申請され、それぞれのハガキが届いている場合は、郵送交付用のレターパックプラスは１つで差し支えございません。
・送付いただく際には、折りたたんでいただいて差し支えございません。
・青色は『レターパックライト』で別物となり、免許の交付ができません。
https://www.post.japanpost.jp/service/letterpack/index.html

④ 既存の建築士免許証　（登録事項変更、携帯型免許証への変更、再交付申請（汚損等）等で、申請時に提出いただいていない場合）
※提出のない場合は、新しい免許証明書を交付できません。

◆ 窓口での交付 ◆

「建築士免許証明書交付のお知らせ」ハガキに記載の書類等をご持参の上、窓口で交付を受けてください。

＜お問合せ・ご郵送先＞
一般社団法人 京都府建築士会　事務局
〒600-8436　京都市下京区室町通松原下ル元両替町２５４
TEL:075-211-2857　FAX:075-255-6077
contact@kyoto-kenchikushikai.jp